

学校法人大里学園新富町こども園附属
新富町放課後児童クラブ運営規程（案）
（新富町こども園付帯事業）

令和3年2月21日
学校法人大里学園
理事会

この運営規程は、学校法人大里学園（以下「事業者」という。）新富町こども園附属新富町放課後児童クラブ（以下「クラブ」又は「会」・「館」という。）の運営内容を定めるものである。

（事業の目的）

第1条 クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 クラブは、労働等により昼間小学校に就学している児童（以下「児童」という。）の保育、養育が困難な保護者にかわり、放課後及び学校休業日に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活を児童に提供し、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通じて保護者の仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

4 事業者は、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

5 前4項のほか、児童福祉法及び静岡県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（平成26年10月14日条例第118号）その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

（クラブの名称等）

第3条 放課後児童健全育成事業を行うクラブの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 学校法人大里学園新富町こども園附属新富町放課後児童クラブ

所在地 静岡市葵区新富町3丁目21-2

2 名称は通称として「新富町放課後児童クラブ」と称する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 クラブにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員2名以上 放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

(2) 補助員 必要な員数 補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

（開館日及び開館時間等）

第6条 クラブの開館日及び開館時間等は、次のとおりとする。

(1) 開館日 次の休業日を除く毎日。休業日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、お盆休み（8月13日から16日まで）及び年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）、第1・第

3・第5土曜日 その他、臨時に閉館とすることがある。開館日数は年間250日下回らない。

(2) クラブの開館時間

- ア 小学校の授業がある日 放課後から午後6時30分まで
- イ 小学校の授業の休業日 午前8時30分から午後6時30分まで
- ウ 第2・第4土曜日 午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 延長保育

- ア 平日 午後6時30分以降午後7時00分までとする。利用日の1週間前までに予約を要する。
- イ 土曜日 午後4時30分以降午後6時00分まで 利用日の1週間前までに予約を要する。

2 事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館日に閉館し、若しくは開館日以外の日に開館し、又は開館時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

3 事業者は利用者が10人に満たないときは開設しないことがある。

(支援の内容)

第7条 クラブで行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
- (2) 第6条に規定する開館日及び開館時間において、利用者への支援の提供を行う。
- (3) おやつを提供
- (4) その他支援に係る行事等

(納付金)

第8条 保護者が支払うべき納付金（以下、「納付金」という。）の種類は、保育料、延長保育料、給食代、教材費、その他臨時の費用（館外保育等）とする。

2 納付金額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育料 ① 平常月（学校開校月）13,250円 ② 8月14,950円 ③ 3月14,000円
- (2) 保育料 8月のみ利用 16,500円 3月のみ利用 15,500円
- (3) 保育料 土曜日保育料（開館の土曜日のみの利用者）1日給食付4,370円（利用日の週の初日までに予約が必要）
- (4) 給食代 実費（1食370円）
- (5) 延長保育料 30分 500円（平日・土曜日）（閉館時間以降10分1,000円）
- (6) 教材費・館外保育（フィールドワーク等）の交通費、入場料等 実費

3 前項に規定する納付金の他、支援の内容により実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ保護者に対し支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

4 納付金及び前項の実費は、事業者が指定する日に原則として現金で納入するものとする。

事業者の都合で口座振替にすることがある。これによりがたい場合は事業者の指定する方法によるものとする。

(利用定員)

第9条 利用者の定員は、原則36名とする。

(入会期間)

第10条 平常保育にかかる入会期間は、原則1年（年度途中の入会は年度末まで）とする。ただし、年度途中で入会要件を欠いた場合は、退会猶予期間等の経過後、退会するものとする。

- 2 保護者の出産、病気治療、介護・看護など臨時・短期の入会を認める。ただし1カ月単位の入会とする。

(入会手続き)

第11条 平常保育の入会日は、毎月1日とする。4月1日からの入会は2月末日までに、5月1日以降の入会を希望する際は、入会希望月の前月の15日までに、この運営規程を承認する旨を明記した所定の入会申込書に必要な書類を添付し、理事長に提出するものとする。

- 2 入会希望が利用定員を超過する場合等は、希望者の中から選考する。入会選考は、入会要件を満たす児童のうち、より学年の低い児童を優先して行い、先着順とし、同学年の児童が入会待機となるような状況の際には、児童の保護者の在宅時間の長短により判定するものとする。

(入会要件)

第12条 入会対象は、保護者及び同居の親族その他の者が、放課後及び小学校の長期休暇等において、以下に掲げる事由により、保育することができない、小学校に就学する児童とする。

(1) 居宅外労働

児童の保護者が放課後に居宅外で労働している、又は生活を維持することを目的に技術を習得するため学校等に通学していて、児童の保育ができない場合。ただし、入会後に転職等により求職活動をする場合には、2ヶ月間の退会猶予期間を設け、その期間内に就労することを条件とする。

(2) 居宅内労働

児童の保護者が放課後に居宅内で家事以外の労働をすることにより児童の保育ができない場合。就労時間については、居宅外労働の場合に準じる。テレワークを含む。

(3) 妊娠・出産

児童の母親が妊娠中であるか出産後間もない場合。入会期間は原則として出産予定日の6週間前の日を含む月の初日から出産予定日の8週間後の日を含む月の末日とするが、状況に応じて判断する。

(4) 疾病・心身障がい等

児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合で児童の保育ができない場合。

(5) 病人の看護・介護等

児童の家庭に長期にわたり病人や心身に障がいのある者または、常時介護の必要とされる者がいて、保護者がその看護・介護にあたることが常であり、児童の保育ができない場合。病院に入院中または、施設に入所中の者については、常時付き添いが必要とされる場合を除き、この対象とはならない。

(6) 災害

火災や風水害、地震等不測の事態により、家屋等破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

(7) その他

前各号に類する状態であって理事長が特に必要と認めた場合。

- 2 同居の親族のうち、80歳以上の祖父母等については、保育困難と判断する。ただし、80歳以上または80歳未満であっても、心身の状況に応じて保育可能か否か実態に即して判断する。

3 入会要件の確認のための必要書類は、就労証明書、在学証明書及び罹災証明書は1か月以内、診断書は3か月以内に発行されたものとし、提出された必要書類については、記載された内容に修正があった場合には再提出するものとする。同居の祖父母等が80歳未満の際には、保育が不可能と判断される証明書（就労証明書、診断書等）を併せて添付することとする。

4 第12条第3項にかかわらず、理事長が認めた場合、これらの証明書は自己申告書に替えることができる。

（休会）

第13条 クラブを1ヶ月以上の長期にわたって休会を希望する場合は、所定の休会願を提出し、理事長の承認を受けなければならない。休会は、最長3ヶ月を原則とする。

2 休会中の保育料及びその他の経費は返還しない。

（退会）

第14条 利用者が、次のいずれかに該当する場合は、退会するものとする。

(1) 保護者が、納付金を滞納したとき。

(2) 第12条に定めた入会要件を満たさなくなったとき。

(3) 利用者又は保護者（又はその両者）が、クラブの方針に従わず、指導にもかかわらず著しくクラブの運営を困難ならしめる行動が絶えない場合。

(4) 自己都合による場合。

(5) クラブの閉鎖、またはこの法人の解散を余儀なくされたとき。

2 自己都合でクラブを退会する場合は、退会の1ヶ月前に所定の退会願により手続きをする。この場合、保育料及びその他経費は、原則として3月分まで納入するものとする。但し、理事長が認めた場合は、在籍した翌月分を退会料として納入することとする。

（通常の事業の実施地域）

第15条 通常の事業の実施地域は、三番町小学校区、田町小学校区、新通小学校区を基本とする。

（事業の利用にあたっての留意事項）

第16条 利用者の保護者は、事業の利用にあたっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 利用者が登館しない場合には、保護者は電話その他の連絡方法によりクラブに届け出ること。

(2) 感染症の発生により、他の利用者へ感染する恐れがあると認められる場合は、利用者本人が感染した場合のみならず、学級閉鎖等の学級に在籍している場合等を含め、事業者は利用者に対して登館停止を命ずることができる。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第17条 現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合並びにその他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

3 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害の対策）

第18条 事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(苦情解決)

第 19 条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(個人情報保護)

第 20 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録を完結の日から 5 年間保存するものとする。

3 事業者は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は新富町こども園のそれに準じ、必要に応じて、保護者に周知するものとする。

(本規程の改廃)

第 23 条 本規程を改正または廃止するときは、法人理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、2021 年 2 月 21 日制定し、2021 年 4 月 1 日から施行する。